

資料 1

豚インフルエンザについて

- 国内関係資料 1 P
- 海外関係資料 7 P

豚インフルエンザとは

- 1 原因（病原体）
A型インフルエンザウイルス
主な感染亜型はH1N1、H3N2
- 2 症状
一過性の発熱・咳・鼻汁 通常一週間ほどで回復（1～3日の潜伏期ののち発症、発症後5～6日で速やかに終息）
- 3 発生状況
症状が軽微であり、速やかに終息することから、家畜伝染病予防法の対象とはなっていない。
なお、我が国でのウイルス分離サーベイランス結果は以下のとおり。
 - ・農林水産省は、農場段階の豚でウイルス分離検査を実施
(食の安全・安心確保交付金（H21：2,314百万円）)
 - ・厚生労働省は、と畜場段階の豚でウイルス分離検査を実施
(感染症流行予測調査)

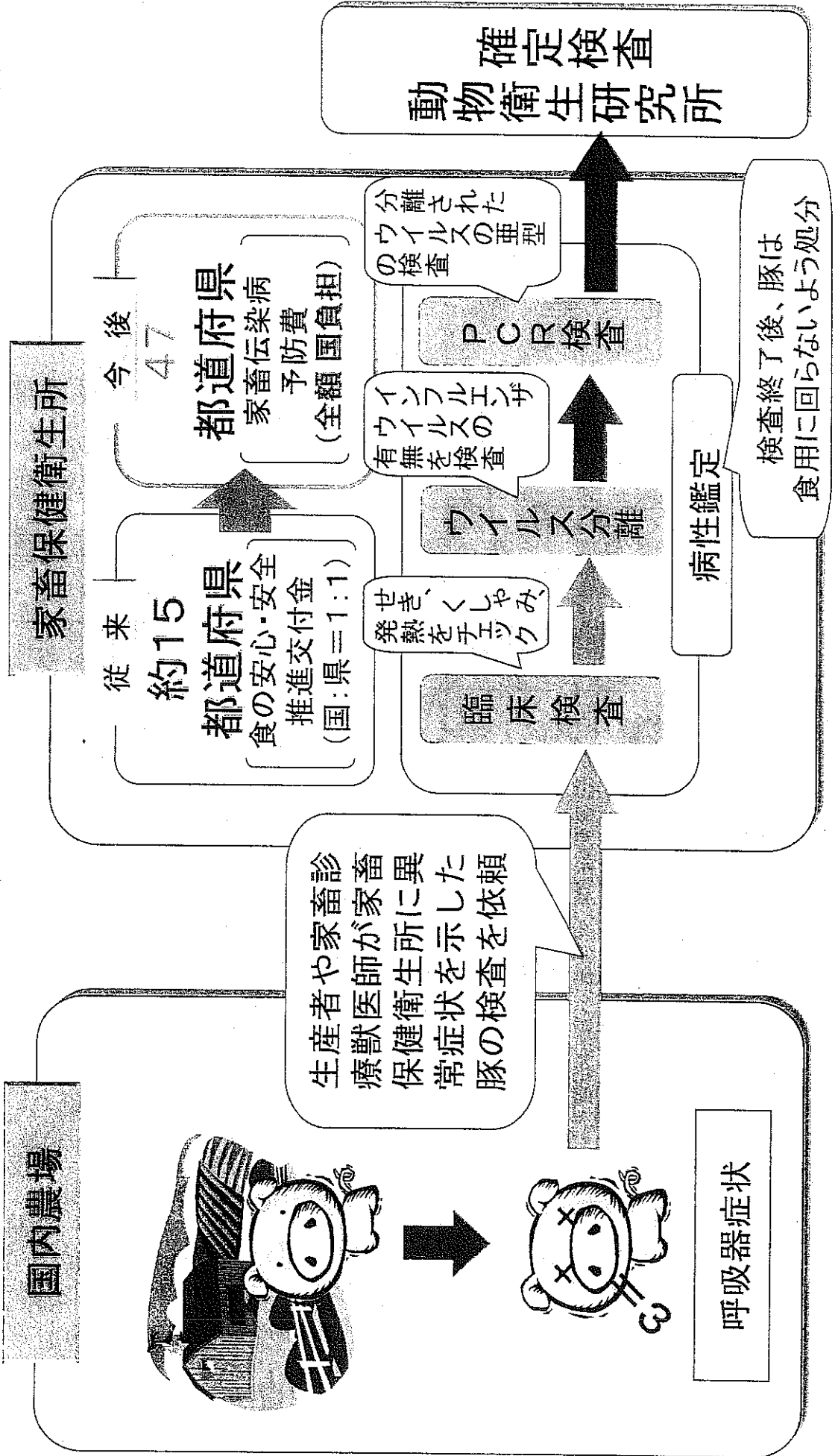
	農林水産省 (陽性数/検査数)	厚生労働省 (陽性数/検査数)
17年度	17都府県 3検体/218検体	0検体/1,553検体
18年度	13都府県 1検体/186検体	3検体/1,443検体 (全てH3亜型)
19年度	15都府県 0検体/181検体	3検体/1,219検体 (H1亜型、H3N2亜型)
20年度	14都府県 1検体/232検体	

注：厚生労働省のデータ（20年度）は集計中

- 4 治療法
速やかに自然治癒するため、通常治療は行わない。予防的にはワクチン接種を行う。
- 5 人への感染性
豚インフルエンザウイルスは通常人には感染しない。人と豚に共通のウイルスに感染した豚と、直接接触することにより、まれに感染することがあるが、この場合でも豚肉を食べて感染することはない。

国内農場における豚インフルエンザサーベイランスの強化

○ 都道府県を通じて農場段階において実施している豚インフルエンザのサーベイランスにつき、5月1日以降、強化し、47の全都道府県で実施。



豚における豚インフルエンザウイルス検査の結果について
(平成21年6月末日まで)

「国内で飼育されている豚の豚インフルエンザ検査の実施について」(平成21年5月1日付け21消安第1033号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)に基づき、全都道府県を対象に実施した豚インフルエンザの検査頭数は以下のとおり。

集計期間	検査実施頭数	検査結果		
		陽性頭数	陰性頭数	亜型(頭)
平成21年度(平成21年4月1日～平成21年6月30日)	47	0	47	
平成21年4月1日～4月30日	9	0	9	-
平成21年5月1日～5月31日	20	0	20	
平成21年6月1日～6月30日	18	0	18	-
計	47	0	47	

(速報値)

(参考1) 豚インフルエンザウイルスの分離検査

1 目的

我が国の農場で飼育されている豚における家畜の伝染性疾病の正確な診断と豚インフルエンザウイルスの保有状況を確認する。

2 調査方法

調査は、呼吸器症状等の臨床症状を示し、病性鑑定(類症鑑別)を行う豚を対象にウイルス分離を実施する。

ア 調査対象 家畜防疫員が病性鑑定を必要と認める呼吸器症状等の臨床症状を示した豚

イ 調査時期 通年

ウ 調査週齢 すべての週齢

エ 調査材料 鼻腔スワブ、肺乳剤等

オ 調査方法

<臨床検査>

調査実施豚について、呼吸器症状の有無等の臨床症状を確認し、記録する。また、同居豚の臨床症状等の状況把握に努め、調査実施豚が所在した豚舎及び豚房を把握する。

<ウイルス分離>

ウイルス分離は病性鑑定指針に基づき実施するものとし、原則としてMDCK細胞を用い、採材後速やかに実施する。

赤血球凝集性(HA)を有するウイルスが分離された場合には、PCR(NP及びH1、H3)の検査を実施した後、分離ウイルスを(独)農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所(以下「動衛研」という。)に送付する。

動衛研では、都道府県家畜保健衛生所に技術的助言を行うとともに、可能な限り速やかに分離ウイルスHA亜型の確定判定を行い、分離ウイルスを送付した都道府県及び農林水産省消費・安全局動物衛生課に通知する。

(参考2) 過去の豚インフルエンザウイルス検査の実績

平成17年度 検査実施頭数218頭(H1N1(3頭))

平成18年度 検査実施頭数186頭(H1N2(1頭))

平成19年度 検査実施頭数181頭(陽性なし)

平成20年度 検査実施頭数252頭(H1N2(1頭))

連絡先：農林水産省消費・安全局
動物衛生課防疫業務班
担当：山本、珠玖
電話：03-3502-8111 (内線 4582)
03-3502-8292 (直通)

写

21消安第1033号

平成21年5月1日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

国内で飼育されている豚の豚インフルエンザ検査実施について

豚インフルエンザウイルスについては、豚が人及び鳥由来のA型インフルエンザに感染することから、新型インフルエンザウイルスへの変異が懸念されていることを踏まえ、一部の都道府県家畜衛生部局において農場段階の豚を対象としてサーベイランスを実施してきたところです。

このような中、今般、メキシコ等において豚インフルエンザウイルスとの関連が疑われる新型インフルエンザ感染症が発生したことから、今後、全国的に農場で飼育されている豚における豚インフルエンザウイルスの保有状況調査を実施することとしたいので、別添に基づき調査を実施するようお願いします。

別添

豚インフルエンザウイルスの分離検査の実施について

1 目的

我が国の農場で飼養されている豚における家畜の伝染性疾病の正確な診断と豚インフルエンザウイルスの保有状況を確認する。

2 調査方法

調査は、呼吸器症状等の臨床症状を示し、病性鑑定（類症鑑別）を行う豚を対象にウイルス分離を実施する。

ア 調査対象 家畜防疫員が病性鑑定を必要と認める呼吸器症状等の臨床症状を呈した豚

イ 調査時期 通年

ウ 調査週齢 すべての週齢

エ 調査材料 鼻腔スワブ、肺乳剤等

オ 調査方法

<臨床検査>

調査実施豚について、呼吸器症状の有無等の臨床症状を確認し、記録する。また、同居豚の臨床症状等の状況把握に努め、調査実施豚が所在した豚舎及び豚房を把握する。

<ウイルス分離>

ウイルス分離は病性鑑定指針に基づき実施するものとし、原則としてMDCK細胞を用い、採材後速やかに実施する。

赤血球凝集性（HA）を有するウイルスが分離された場合には、PCR（NP及びH1、H3）の検査を実施した後、分離ウイルスを（独）農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動衛研」という。）に送付する。分離ウイルスの取扱いには十分に注意する。

動衛研では、都道府県家畜保健衛生所に技術的助言を行うとともに、可能な限り速やかに分離ウイルスHA亜型の確定判定を行い、結果を分離ウイルスを送付した都道府県及び農林水産省消費・安全局動物衛生課に通知する。

3 報告

各都道府県は、別紙様式により、当該月の調査状況について翌月の10日までに農林水産省消費・安全局動物衛生課までに報告す

るものとする。また、A型インフルエンザと判定された場合及び動衛研での検査結果が確定した場合には、速やかに該当都道府県から動物衛生課あて報告するものとする。

なお、動物衛生課で全国の調査状況を取りまとめ、原則として毎月農林水産省ホームページに掲示するものとする。

4 A型インフルエンザウイルスが分離された場合の措置

豚インフルエンザウイルスが分離された場合は、このことを農林水産省は厚生労働省に連絡し、都道府県の家畜衛生部局はその公衆衛生部局に連絡するとともに、飼養農場に対し同居豚の異常等があれば連絡を行うよう指導する。

5 その他

病性鑑定に要する費用（薬品費及び家畜防疫員の旅費）については、家畜伝染病予防費負担金により負担する。

カナダで発生した新型インフルエンザウイルスの豚への感染事例について

1. 発生年月日: 2009 年 4 月 21 日
2. 原因ウイルス: A/H1N1 インフルエンザウイルス
3. 発生場所: 養豚農場(繁殖・肥育一貫経営)
(アルバータ州クリアウォーター郡)
総飼養頭数 3,013 頭(繁殖母豚 220 頭+その産仔、肥育豚 1,800 頭)
(うち感染の報告があった頭数 450 頭)
4. ウイルス検査結果:
4 月 28 日: 採材(スワブ、血清)
5 月 1 日: RT-PCR 陽性確認
5 月 4 日: シークエンス陽性確認(新型インフルエンザとの高い相同性)
5 月 14 日及び 25 日に採材した試料についても PCR 陽性(ウイルス分離陰性)
5. 症状: 呼吸器症状
6. 想定される感染源:
メキシコから帰国後、農場の建築作業に従事した作業員から豚に感染した可能性
7. 当局の対応:
当該農場の検疫措置(移動制限)、洗浄及び消毒実施

備考:

- ・ 当該農場は、5 月はじめに過密飼養回避のため約 500 頭の成豚を処分し、さらに、6 月 4 日～6 日にかけて自主的に農場内の全頭を処分した。(家畜衛生上の目的ではなく、自主的な経営判断)
- ・ カナダ当局は、当該農場の洗浄及び消毒の完了後検疫措置を解除する予定。

アルゼンチンで発生した新型インフルエンザウイルスの豚への感染事例について

<1例目>

1. 発生年月日: 2009年6月15日
2. 原因ウイルス: A/H1N1 インフルエンザウイルス
3. 発生場所: 1養豚農場(繁殖・肥育一貫経営)
(ブエノスアイレス州サンアンドレス・デ・ジレス)
総飼養頭数 5,586 頭(うち感染の報告があった頭数 1,676 頭)
4. ウイルス検査結果:
6月15日: 採材
6月24日: RT-PCR 陽性確認
6月26日: RT-PCR 陰性(150日齢未満の豚 50頭)
5. 症状: 報告されていない
6. 想定される感染源: 調査中
(2009年6月7-9日の間、当該農場の作業者がインフルエンザ様症状を呈していたが、医師への相談や検査は行っていない。)
7. 当局の対応:
当該農場の検疫措置、洗浄及び消毒実施
移動制限区域内(3キロ、10キロ)の検査(殺処分や治療は実施していない。)

備考:

- ・ 発生農場は、一貫経営で、豚の最終導入は2008年7月。当該農場からはと畜場向けの豚のみ出荷。
- ・ 疫学関連のある4農場についても、検査の結果、異常は確認されず。
- ・ 6月24日以降、異常な所見は確認されていない。6月25日、150日齢未満の豚50頭からサンプル(鼻腔スワブ)が採取され、RT-PCR検査の結果、陰性。
- ・ 農場の豚は臨床検査及びRT-PCRで陰性を確認した後、と畜場向けに出荷された。生前・生後の検査の結果、異常な所見は報告されず。

<2例目>

1. 発生年月日: 2009年6月29日
2. 原因ウイルス: A/H1N1 インフルエンザウイルス
3. 発生場所: 1養豚農場(繁殖・肥育一貫経営)
(ブエノスアイレス州カニューエラス)
総飼養頭数 6,104頭(うち感染の報告があった頭数 1,632頭)
4. ウイルス検査結果:
6月29日:採材
7月8日:RT-PCR 陽性確認
5. 症状: 哺乳豚及び去勢豚において、軽度の臨床症状(咳)
6. 想定される感染源: 調査中
7. 当局の対応:
当該農場の検疫措置(移動制限3キロ、10キロ)、洗浄及び消毒実施
異動制限区域内の検査(殺処分や治療は実施していない。)

備考:

発生農場の3kmについて、農場の検査と追跡調査が実施されている。

パンデミック (H1N1) 2009 : OIE が再び各国の動物衛生当局に勧告。
ウイルスがヒトの間で拡がり続けている一方、
疫学上又は 2009 年パンデミック H1N1 の拡大における動物の役割は未だ明らかでない。

2009 年 7 月 13 日パリーパンデミック H1N1 2009 ウイルスは、現在、世界中でヒトの間に拡がり続け、多くの症例で軽度の症状をもたらしている。しかしながら、現時点では、疫学的又はウイルスの拡散において、動物が何か役割を果たしているという証拠はない。

本ウイルスを更に理解し、防御と管理のための勧告を提供するため、公衆及び動物衛生の各国の専門家は、科学的な研究調査に引き続き共同して取り組んでいる。全ての動物のインフルエンザウイルスの知見を包含し、ヒトと動物が接触する際のこれらのウイルスの動態について研究を強化するため、OIE は、鳥インフルエンザの現在のリファレンスラボラトリーの範囲を拡大しようとする段階にある。OIE/FAO のグローバルネットワークである OFFLU は、豚におけるインフルエンザウイルスの診断と研究を行うことで、その活動範囲を既に拡大した。

全ての有効な科学的情報を考慮すると、OIE は、パンデミック H1N1 2009 ウイルスの最初の出現以降に発表した勧告は、未だ有効であると考えます。以下のとおり、これまでの勧告を再度強調する。

- 国家獣医局は、獣医及び生産者コミュニティにおける高レベルな通報体制を確保し、効果的に呼吸器疾患の臨床症状を示す動物をモニターし、適切な確定診断方法を用い、また動物における初発生を「新興感染症 (emerging disease)」資格を用いることにより OIE に迅速に報告しなければならない；
- 「パンデミック H1N1 2009 ウイルス」は農場で摘発された場合、その農場はサーベイランス計画の対象とされ、回復されるまで移動制限措置が適用されるべきである；臨床的に健康な豚は、基本的なバイオセキュリティ対策の下で、農場からと畜場に移動することができる；
- 豚の殺処分は、ウイルスによる公衆衛生もしくは動物衛生上のリスクに対するの防御策とはならない。他の疾病と同様に、罹患豚を人の食用にと殺することは推奨されない；
- 人もしくは動物で発症例のある国々からの豚及び豚肉製品の輸入の停止措置を課すことは無意味であり、OIE 及び他の全ての動物衛生及び食品安全に関する国際基準設定機関により公表された国際基準に準拠するものではない；
- 予防原則に基づき豚の殺処分を決定した国においては、動物の殺処分は疾病管理の目的での動物福祉及び殺処分方法のための OIE 国際基準（陸生動物衛生コード第 1 巻、第 7 部、7.6 章；http://www.oie.int/eng/norms/mcode/en_chapitre_1.7.6.hotm）に則して常に実行されるべきである；
- WHO、FAO、Codex 委員会および OIE により共同勧告された優良衛生規範に基づき取り扱われた豚肉及び豚肉製品は、ウイルス感染源とはならない；

OIE は、国際基準の効果的な実行を強く推奨するとともに、この基準への適合を望む全ての加盟国に協力する。

(以上)

- ▣ The OIE
- ▣ The Veterinary Services
- ▣ Press releases/Editorials
 - ▣ Editorials
 - ▣ Press releases
- ▣ International meetings
- ▣ World animal health situation
- ▣ Official country disease status
- ▣ Animal diseases data
- ▣ OIE Expertise
- ▣ Certification of diagnostic assays
- ▣ Health standards
- ▣ Publications and Documentation
- ▣ Jobs/Internships/Services
- ▣ Links

Pandemic (H1N1) 2009: the OIE recalls its recommendations to animal health authorities worldwide

While the virus continues to spread among humans worldwide, the role of animals has not yet been demonstrated in the epidemiology or spread of the pandemic H1N1 2009

Paris , 13 July 2009 – The pandemic H1N1 2009 virus continues to spread among humans worldwide currently causing mild symptoms in the majority of cases; however, there is no evidence at this time that animals are playing any role in the epidemiology or the spread of the virus.

Public and animal health experts worldwide continue their joint effort on scientific research aimed at better understanding the virus and providing recommendations for its prevention and control. The OIE is in the process to expand the scope of its current Reference Laboratories for avian influenza to include expertise on all animal influenza viruses and emphasize research on the behavior of these viruses at the human-animal interface. The OIE/FAO global network OFFLU already extended its scope of actions by including influenza viruses' diagnosis and research in pigs.

Taking into account all available scientific information, the OIE considers that the recommendations issued since the first appearance of the pandemic H1N1 2009 virus are still valid. They are re-emphasized below:

- national veterinary services must ensure a high level of awareness in the veterinary and producer community and effectively monitor animal populations for clinical signs of respiratory disease, use appropriate confirmation diagnostic methods and rapidly report the initial occurrences of the disease in animals to the OIE by using the qualification of "emerging disease;
- should the presence of the "pandemic H1N1 2009 virus" be detected on a farm, the holding should be subject to a surveillance plan and movement restrictions applied until recovery; the transfer of clinically healthy pigs from the farm to the slaughterhouse can be done using basic bio-security measures;
- the culling of pigs will not help to guard against public or animal health risks presented by the virus. As for any other disease, slaughtering of sick pigs for human consumption is not recommended;
- the imposition of ban measures related to the import of pigs and pig products from countries with human or animal cases are pointless and do not comply with international standards published by the OIE and all other competent standard setting international bodies for animal health and food safety;
- in the case of countries deciding to cull pigs on the basis of the principle of precaution, culling of animals should always be carried out in accordance with OIE international standards on animal welfare and killing methods for disease control purposes (Volume 1; Section 7; Chapter 7.6 of the Terrestrial Animal Health Code; http://www.oie.int/eng/normes/mcode/en_chapitre_1.7.6.htm);
- pork and pork products, handled in accordance with good hygienic practices jointly recommended by the WHO, FAO, Codex Alimentarius Commission and the OIE, are not a source of infection from the virus;

The OIE strongly encourages the effective implementation of international standards by all and offers its assistance to any Member wishing to comply with its standards.

Copyright © 2009 OIE – World Organisation for Animal Health, 12 rue de Prony 75017 Paris (France)
Tel: +33 (0)1 44 15 18 88 – Fax: +33 (0)1 42 67 09 87 – Email: oe@oie.int

(仮訳)

FAO・OIE・WHO・WTOによるH1N1亜型ウイルスに関する共同声明

4つの国際機関は、衛生的な手法で取り扱われた豚肉製品は感染源とならないと述べた。

2009年5月2日ローマーFAO、OIE、WHO及びWTOは次の共同声明を发出了した。

○現在もA/H1N1インフルエンザウイルス感染が拡大している状況下で、このウイルスが豚で検出される可能性と豚肉及び豚肉製品の安全性についての懸念が生じているが、我々は、FAO、WHO、CODEX委員会及びOIEにより推奨されている優良衛生規範に沿って取り扱われた豚肉及び豚肉製品は、感染源とはなり得ないことを強調する。

○今日まで、このウイルスが食品を介して感染することを示す証拠はない。したがって、現時点で、豚又は豚由来の製品の輸入に関する貿易措置を講じることは、OIE基準上正当化されない。

○しかしながら、獣医当局は、公衆衛生部局と協力して、ヒトのA/H1N1インフルエンザとの関連が疑われる異常症状の兆候がないか、豚のモニタリングを実施していくことが重要である。

(以上)

- ▣ The OIE
- ▣ The Veterinary Services
- ▣ Press releases/Editorials
 - ▣ Editorials
 - ▣ Press releases
- ▣ International meetings
- ▣ World animal health situation
- ▣ Official country disease status
- ▣ Animal diseases data
- ▣ OIE Expertise
- ▣ Certification of diagnostic assays
- ▣ Health standards
- ▣ Publications and Documentation
- ▣ Jobs/Internships/Services
- ▣ Links

Joint WTO/OIE/WHO/FAO statement on A/H1N1 influenza

Four global organizations stated on 2 May 2009 that pork products handled in accordance with hygienic practices are not a source of infection.

The following statement was issued jointly on 2 May 2009 by the Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO), the World Organisation for Animal Health (OIE), the World Health Organization (WHO) and the World Trade Organization.

In light of the spread of influenza A/H1N1, and the rising concerns about the possibility of this virus being found in pigs and the safety of pork and pork products, we stress that pork and pork products, handled in accordance with good hygienic practices recommended by the WHO, FAO, Codex Alimentarius Commission and the OIE, will not be a source of infection.

To date there is no evidence that the virus is transmitted by food. There is currently therefore no justification in the OIE Terrestrial Animal Health Standards Code for the imposition of trade measures on the importation of pigs or their products.

However it is important that Veterinary Authorities should collaborate with human health counterparts to monitor pig herds for any signs of unusual illness with suspected linkages to human cases of A/H1N1 influenza.

[\[top\]](#)

Maria Zampaglione

Updated : 05-Mai-2009

Copyright © 2009 OIE - World Organisation for Animal Health, 12 rue de Prony 75017 Paris (France)
Tel: +33 (0)1 44 15 18 88 - Fax: +33 (0)1 42 67 09 67 - Email: ois@ois.int